

建設工事等に係る入札事務マニュアル

平成31年4月～

建設工事等に係る入札・契約の適正化を進めるため、事務手続きの要領をまとめましたので、参考にしてください。

内 容	関係規定
1 郵便入札	苫小牧市郵便入札実施要領
(1) 工事請負等入札(見積)心得	
(2) 郵便入札の流れ(予定価格5千万円未満)	苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札実施要領
(3) 郵便入札の流れ(予定価格5千万円以上1億円未満)	苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札実施要領
(4) 郵便入札の流れ(予定価格1億円以上)	苫小牧市条件付一般競争入札実施要領
(5) 封筒表紙(単体用)	
(6) 封筒表紙(JV用)	
(7) 入札参加申請書(単体の場合)	
(8) 入札参加申請書(JVの場合)	
(9) 入札書(単体の場合)	
(10) 入札書(JVの場合)	
(11) 郵便入札チェックシート	
2 設計書に係る質疑応答の公表	苫小牧市公示用設計図書に係る質疑応答の公表実施要領
3 予定価格の積算内訳の公表	苫小牧市工事等設計に係る予定価格の積算内訳の公表に関する実施要領
4 工事発注見通しの公表	
5 技術者等の適正配置	苫小牧市現場代理人の兼任に関する事務取扱要領
6 経営事項審査	
7 調査基準価格	苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領
8 変動型最低制限価格	苫小牧市最低制限価格制度実施要領
(1) 変動型最低制限価格	
(2) 変動型最低制限価格算出例	
9 工事費内訳書	苫小牧市工事費内訳書の提出等に関する実施要領
(1) 工事費内訳書(土木工事関係)	
(2) 業務費内訳書(土木工事関係)	
(3) 工事費内訳書(建築工事関係)	
(4) 業務費内訳書(建築業務関係)	
10 入札・契約事務Q&A	

1-(1) 工事請負等入札(見積)心得

苫小牧市が発注する工事請負等(設計、測量、地質調査等の業務を含む。)の契約に係る入札(見積)については、苫小牧市契約に関する規則その他法令に定めるもの及び指名通知書に規定するもののほか、次に定めるところによるものとします。

1 入札参加資格

入札参加者は、告示日(指名通知日)から落札決定の日までの間、次の各号の全ての要件を満たす者でなければなりません。

- (1) 苫小牧市契約に関する規則第42条第2項の規定に基づき作成した名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告(指名通知)の日から入札執行日までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 建設工事にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業許可(入札告示で示した建設業許可業種と同種)を有し、同法第27条の23の規定による経営審査事項を受審し、かつ有効期限内であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧市建設工事等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 入札公告又は指名(見積)通知及び本心得において明示した要件を満たしていること。

2 入札参加申請(一般競争入札の場合)

入札参加希望者は、告示・告示別表・設計図書及び申請に必要な書類等を苫小牧市財政部契約課のホームページからダウンロードし、告示に定めた方法で期日までに申請書類を提出してください。

3 質疑回答

公示用設計図書に係る質疑は、契約課のホームページの一般又は指名競争入札情報の「設計に関するお問い合わせ」から電子申請により提出してください。(電話による受付はしていません。)

回答につきましては、入札情報の各工事ごとに掲載いたします。

提出方法や期限等は、告示別表・指名(見積)通知書に明示します。

4 指名通知

- (1) 指名競争入札における指名通知書は、すでに届け出されている「指名通知送付先」に郵送します。
- (2) 指名通知書には、業務名、入札書の郵送方法等の重要な事項が記載されていますので、それをよく読み、規定事項を遵守してください。
- (3) 指名通知を受け取らなかったときは、入札に参加できなくなります。

5 入札の辞退

入札参加申請をした者又は指名通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、原則、入札前日までに「入札辞退届」(財政部契約課のホームページに掲載)を文書で提出してください。

6 配置予定技術者

入札(見積)者は、請け負った建設工事を施工するときは、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者で、施工の技術上管理をつかさどる者(主任技術者又は監理技術者)を置かなければなりません。

建設業法における工事現場に配置する技術者の資格等については、別紙「技術者等の適正な配置について」を参照してください。

※条件付一般競争入札参加申請時における配置予定技術者について

条件付一般競争入札(事前審査)について、入札参加申請時に提出する配置予定技術者は、次のとおり複数人の技術者の申請を可能とします。

- ① 配置予定技術者は、工事着手時(契約締結日)において他の工事に専任する技術者であってはなりません。
- ② 工事着手時(契約締結日)に専任で配置することを前提に、同一の技術者を異なる複数工事の配置予定技術者とすることができます。
- ③ 参加資格申請時に配置予定技術者を特定することができないときは、1件の工事につき、基準を満たす技術者を3名まで申請することができます。(契約締結時にこれら候補者の中から配置技術者を選択)
- ④ 参加資格申請時に記載した配置予定技術者は、死亡、病床、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することができません。

<技術者配置の注意点>

- ・原則、配置予定技術者については、契約の際に変更することはできません。
- ・他の工事を受注(落札)したことにより、予定していた技術者(複数の申請がある場合は、全ての技術者)を配置することができなくなった場合は、直ちに当該入札を辞退しなければなりません。(入札日の前日までに辞退届を提出すること)
- ・入札終了後に、当該工事の落札者が申請した配置予定技術者を配置することができないことが明らかになった場合、この入札を無効とします。この場合、当該事業者に対し、市は指名停止等の措置をとることがあります。

7 入札保証金

入札保証金は、市が必要と判断した場合を除き、免除とします。

8 最低制限価格・低入札調査基準価格

予定価格が500万円以上1億5千万円未満の工事及び250万円以上1億5千万円未満の業務については、最低制限価格を設定しております。また、予定価格が1億5千万円以上の工事については低入札調査基準価格を設定します。

9 入札書

入札(見積)に当たっては、入札書(見積書)に記載する金額は消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

なお、契約請負代金額は、入札書(見積書)記載金額に当該金額の100分の8に相当する額又は100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)とします。

10 工事費(委託費)内訳書(一般競争入札又は指名競争入札の場合)

財政部契約課ホームページよりダウンロードした様式により工事費(委託費)内訳書(以下「工事費等内訳書」という。)を作成し、14 入札に示す方法で提出してください。なお、この内訳書の記載に不備がある場合等は入札が無効となり、提出された内訳書は返却しません。

11 入札書等の書き替え等の禁止

提出した入札書、工事費等内訳書及び入札参加資格申請書を書き替え、引き替え、又は撤回することはできません。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

13 入札の取りやめ等

事故等が発生した場合又は入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

14 入札

郵便入札を基本としますが、郵便によるか持参式によるかは告示別表・指名(見積)通知書で明示します。

(1) 郵便入札(見積)の場合

入札(見積)参加者は、財政部契約課ホームページよりダウンロードした様式により入札書(見積書)及び工事費等内訳書を作成し、郵送用表紙を貼付した封筒(長型3号)に封入し、一般書留又は簡易書留でかつ配達日指定郵便の方法で、契約課が指定する期日に到着するように郵送してください。

簡易型地域密着一般競争入札においては、簡易型地域密着一般競争入札参加申請書も同封してください。

(2) 持参式による入札(見積)の場合

入札(見積)参加者は、財政部契約課ホームページよりダウンロードした様式により入札書(見積書)及び工事費等内訳書を作成し、「〇〇工事(業務) 入札書(見積書)在中」と記載した封筒に入れ、封入の後、提出してください。

簡易型地域密着一般競争入札においては、簡易型地域密着一般競争入札参加申請書も同封してください。

15 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札の資格がない者がした入札
- (2) 入札書に入札人の記名押印がない入札
- (3) 同一人が2以上の入札をしたときの入札
- (4) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (5) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (6) 入札人が同一事項について他の入札人の代理をしたときの双方の入札
- (7) 代理人が2以上の者の代理をしてした入札
- (8) 郵便等による入札において、次のいずれかに該当する入札
 - ア 14 入札で指定した郵送方法によらない入札
 - イ 告示等で示した入札書等の配達指定日以外に到達した入札
 - ウ 入札書等と封筒表紙に記載された工事名等が異なる入札
- (9) 一般競争入札又は指名競争入札において、工事費等内訳書の提出がない入札
- (10) 一般競争入札又は指名競争入札において、次のいずれかに該当する工事費等内訳書が提出された入札
 - ア 未記載である工事費等内訳書
 - イ 工事名を確認できない工事費等内訳書
 - ウ 記名押印のない工事費等内訳書
 - エ 入札書と工事費等内訳書の金額が一致しない入札
- (11) 簡易型地域密着一般競争入札において、簡易型地域密着一般競争入札参加申請書の提出がない、又は不備がある入札
- (12) 予定価格を事前公表した工事等にあつて、予定価格を超えている入札
- (13) 入札に関し不正の行為があつた者の入札
- (14) その他苫小牧市契約に関する規則で定める入札に関する条件に違反した入札

持参式による
入札の場合

16 傍聴(郵便入札(見積)の場合)

- (1) 入札参加者は開札を傍聴することができます。開札日時の10分前までに2階入札室にて所定の申込書に記入の上、受付をしてください。定員は10名とします。
- (2) 傍聴者は、開札中に入札室の出入りはできません。途中で退室する際は、入札執行者にその旨を告げて退室してください。
- (3) 傍聴者が、入札会場の秩序を乱す等入札執行妨害となるような行為をしたり、係員の指示に従わない場合は、退室していただくことがあります。

17 開札

開札は、告示又は入札(見積)通知等で指定した日時、場所において工事入札(見積)事務に関係のない職員の立会の下で行います。

なお、持参式による入札(見積)の場合においては、工事入札(見積)事務に関係のない職員は立会しません。

18 入札回数

入札回数は、予定価格が事前公表の場合は1回、事後公表の場合は2回とします。

19 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
ただし、最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。また、調査基準価格を下回る入札は失格とします。
- (2) 簡易型地域密着一般競争入札の場合は、(1)の落札者を落札候補者と置き換え、「保留」とし、事後の審査によって落札を決定します。
- (3) 低入札調査基準価格を設定した場合は、調査基準価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。また、調査基準価格を下回る入札は失格とします。
(ただし、必要があると認める場合は、落札者とするのを調査の上決定することができる。)
- (4) 落札者となるべきものが2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 予定価格が事後公表の場合において、入札者全員が予定価格を越えていた場合は、再度入札します。
- (6) 郵便入札において(4)(5)の場合は、契約課より当該業者へ電話連絡をし、原則入札の翌日の指定した時間に入札室に参集の上、行います。
なお、持参式による入札の場合は、いずれも入札会場にて直ちに行います。
- (7) 落札者には、電話連絡します。又、入札結果を財政部契約課のホームページに公表します。

20 予定価格の積算内訳の公表

予定価格の積算内訳を財政部契約課ホームページに公表します。
公表の期間は、契約締結日より1年間とします。

21 異議の申立て

- (1) 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書、予定価格の積算内訳書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (2) 入札をした者は、郵便事故等により入札書等が財政部契約課に到達しなかった事に対する異議を申し立てることはできません。

契約心得

契約者は、契約書、法令(条例・規則を含む)等に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければなりません。

1 契約保証金

落札者は、契約保証金の納付を免除された場合を除き、契約の締結前に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

2 契約の締結

落札者は、落札した日から7日以内に契約を締結しなければなりません。

3 建設業退職金共済掛金収納届・建退共証紙貼付実績表

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入するとともにその対象となる労働者について証紙を購入し、その労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければなりません。
また、下請業者への周知及び加入促進指導の徹底を図るとともに証紙の一括購入による下請業者への現物交付及び下請業者の証紙の貼付の確認などを実施しなければなりません。
- (2) 落札者は、その工事ごとに掛金収納書届を契約の日から1ヶ月以内に工事監督員に提出しなければなりません。
- (3) 証紙の購入については、工事に従事する建退共加入従業員数と当該加入従業員の就労日数を的確に把握し、それに応じた枚数の証紙を購入することとし、その把握が困難なときは、購入の目安として建設業退職金共済掛金収納書届裏面の「共済証紙購入の考え方について」を参考にしてください。
- (4) 落札者及びその下請業者は、その工事ごとに建退共証紙貼付実績表を作成し、落札者は、総括表を工事完成時に工事監督員に提出しなければなりません。
- (5) 落札者は、建設工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を作成する等、所要の措置をとってください。

4 工事工程表の提出

労働基準監督署の労災保険関係成立済の押印を受けて速やかに提出してください。

5 技術者の指定通知

配置する技術者については、別紙「技術者等の適正な配置について」に基づき指定し、速やかに指定通知書を提出してください。

1-(2) 郵便入札の流れ(予定価格5千万円未満)

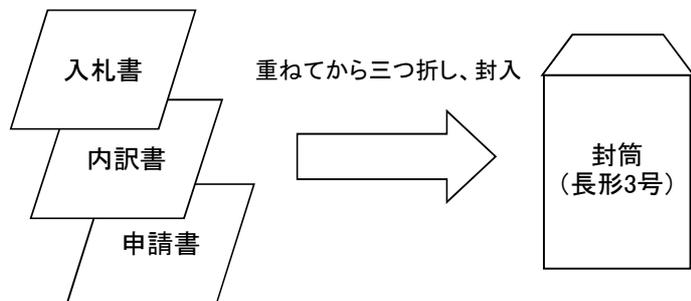
～ 簡易型地域密着一般競争入札・指名競争入札 ～

告示	火曜日
入札	水曜日
契約	金曜日

1	火	告示・質問受付開始
2	水	
3	木	
4	金	入札書等発送開始(指定日11日前)
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	質問受付期限
9	水	
10	木	質問回答期限
11	金	
12	土	入札書等発送期限(指定日3日前)
13	日	
14	月	
15	火	入札書等締切(指定日)
16	水	入札
17	木	落札者決定/連絡
18	金	契約・結果公表
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	入札参加不資格説明要求期限
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	入札参加不資格回答期限

- ・毎週火曜日に契約課ホームページに掲載します。
- ・設計図書/申請書/入札書等はホームページからダウンロードしてください。
- ・設計内容についての質問は、ホームページ入札情報の該当工事質疑欄より電子申請してください。(電話による受付はできません。)
- ・質問は告示より1週間受け付けします。
- ・質疑回答はホームページ入札情報該当工事解答欄に随時掲載します。
- ・入札書/工事費内訳書/入札参加申請書(簡易型のみ)は入札日の前日の指定日の11～3日前までに下記の方法で郵送してください。
- ・再度入札やくじ引きの場合は、原則翌日に市役所入札室にて行います。(時間等は契約課から電話連絡します。)

- ①契約課よりダウンロードした郵送用表紙を貼付けした封筒使用(長形3号使用)
- ②入札書/工事費内訳書/入札参加申請書(簡易型のみ)を封入



- ③一般書留又は簡易書留で配達日指定郵便で郵送
- ④指定期日及び発送期間は、工事ごとに告示別表又は入札(見積)通知書に明示

※日程は、祝日等により変更になる場合がありますので、告示別表又は指名(見積)通知にて確認をお願いします。

1-(3) 郵便入札の流れ(予定価格5千万円以上1億円未満)

～ 簡易型地域密着一般競争入札 ～

告示	火曜日
入札	水曜日
契約	金曜日

1	火	告示・質問受付開始
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	質問受付期限
9	水	
10	木	
11	金	質問回答期限 入札書等発送開始 (指定日11日前)
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	入札書等発送期限(指定日3日前)
20	日	
21	月	
22	火	入札書等締切(指定日)
23	水	入札
24	木	落札者決定/連絡
25	金	契約・結果公表
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	非資格者説明要求期限
		⋮
37	水	非資格者回答期限

- ・毎週火曜日に契約課ホームページに掲載します。
- ・設計図書/申請書/入札書等はホームページからダウンロードしてください。
- ・設計内容についての質問は、ホームページ入札情報の該当工事質疑欄より電子申請してください。(電話による受付はできません。)
- ・質問は告示より1週間受け付けします。
- ・質疑回答はホームページ入札情報該当工事解答欄に随時掲載します。
- ・入札書/工事費内訳書/入札参加申請書(簡易型のみ)は入札日の前日の指定日の11～3日前までに下記の方法で郵送してください。
- ・再度入札やくじ引きの場合は、原則翌日に市役所入札室にて行います。(時間等は契約課から電話連絡します。)

①契約課よりダウンロードした郵送用表紙を貼付けした封筒使用
(長形3号使用)

②入札書/工事費内訳書/入札参加申請書(簡易型のみ)を封入

③一般書留又は簡易書留で配達日指定郵便で郵送

④指定期日及び発送期間は、工事ごとに告示別表又は入札(見積)通知書に明示

※日程は、祝日等により変更になる場合がありますので、告示別表又は指名(見積)通知にて確認をお願いします。

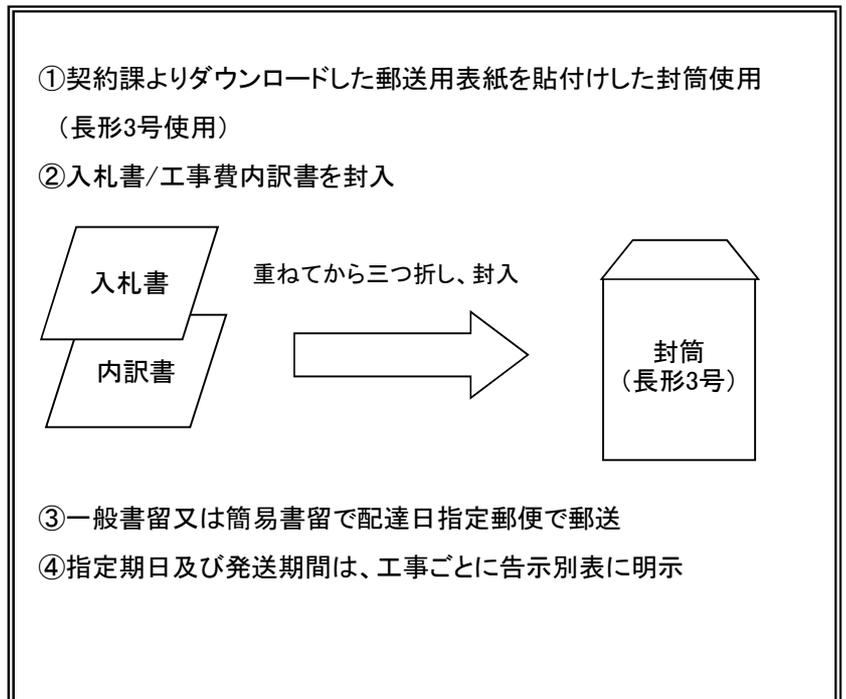
1-(4) 郵便入札の流れ(予定価格1億円以上)

～ 条件付一般競争入札 ～

告示	火曜日
入札	水曜日
契約	金曜日

1	火	告示・質問受付開始
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	入札参加申請受付期限
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	・入札参加資格審査結果通知書送付 ・質問受付締切
16	水	
17	木	
18	金	入札書等発送開始(期日11日前)
19	土	
20	日	
21	月	質問回答期限
22	火	
23	水	
24	木	非資格者説明要求締切
25	金	非資格者文書回答
26	土	入札書等発送期限(指定日3日前)
27	日	
28	月	
29	火	入札書等締切(指定日)
30	水	入札
31	木	落札者決定/連絡
32	金	契約・結果公表

- ・毎週火曜日に契約課ホームページに掲載します。
- ・設計図書/申請書/入札書等はホームページからダウンロードしてください。
- ・入札参加申請につきましては、申請書一式を契約課へ直接持参してください。
- ・設計内容についての質問は、ホームページ入札情報の該当工事質疑欄より電子申請してください。(電話による受付はできません。)
- ・質問は告示より2週間受け付けします。
- ・質疑回答はホームページ入札情報該当工事解答欄に随時掲載します。
- ・入札書/工事費内訳書は入札日の前日の指定日の 11～3日前までに下記の方法で郵送してください。
- ・再度入札やくじ引きの場合は、原則翌日に市役所入札室にて行います。(時間等は契約課から電話連絡します。)



※日程は、祝日等により変更になる場合がありますので、告示別表にて必ず確認をお願いします。

1-(5) 封筒表紙(単体用)

配達日指定郵便のほか、②にて選択した一般書留郵便又は簡易書留郵便の料金を合算した額の切手を貼ってください。

0	5	3	8	7	2	2
---	---	---	---	---	---	---

苦小牧市旭町四丁目五番六号

苦小牧市役所

財政部契約課

工事契約係

行

入札書在中

配達日指定郵便

親展

①	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; height: 30px;">0</td> <td style="width: 30px; height: 30px;">5</td> <td style="width: 30px; height: 30px;">3</td> <td style="width: 30px; height: 30px;">1</td> <td style="width: 30px; height: 30px;">2</td> <td style="width: 30px; height: 30px;">3</td> <td style="width: 30px; height: 30px;">4</td> </tr> </table>	0	5	3	1	2	3	4	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号 ・住所 ・商号又は名称 ・代表者氏名
0	5	3	1	2	3	4			
差出人	<p>苦小牧市〇町〇丁目〇番〇号</p> <p>苦小牧建設 株式会社</p> <p>代表取締役 苦小牧 太郎</p>								

※選択する取扱にレ印を記入してください。

②	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">✓</td> <td style="padding: 2px 5px;">← 一般書留郵便</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="padding: 2px 5px;">簡易書留郵便</td> </tr> </table>	✓	← 一般書留郵便		簡易書留郵便	③ 配達指定日
✓	← 一般書留郵便					
	簡易書留郵便					

※発送期間は配達指定日の11~3日前までとします。

④ 工事番号 (土) 100

⑤ 工事名 ○○○工事

※配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによるものとし、それ以外の方法による入札は無効とします。

※別に指示した日以外を配達指定日とした場合、入札は無効となります。

※この封書の発送は郵便局窓口で行います。(直接、ポストには投函できません。)

※点線から切り取り、封筒の表側に糊付けして使用して下さい。

①と②のみ記入して下さい。

1-(7) 入札参加申請書(単体の場合)

簡易型地域密着一般競争入札参加申請書

苫小牧市長 岩倉博文 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

点線内の
み記入

申請者	
住所	苫小牧市〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称	苫小牧建設 株式会社
代表者氏名	代表取締役 苫小牧 太朗 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で入札公告のありました次の工事の競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、入札の結果、落札候補者となった場合は、下記の必要書類を提出します。また、提出する書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

△△△△△△工事

2 必要書類

- (1) 類似工事施工実績調書
- (2) 類似工事施工実績を証明する書類
- (3) 配置予定技術者調書
- (4) 雇用関係3ヶ月を証明する保険証等の写し
- (5) (4)がない場合は「継続雇用申立書」
- (6) 資本関係・人的関係に関する調書
- (7) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
- (8) 経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写し
- (9) その他指定する書類

注 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

1-(8) 入札参加申請書(JVの場合)

簡易型地域密着一般競争入札参加申請書

苫小牧市長 岩倉博文 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

点線内の
み記入

申請者	苫小牧・北海 特定建設工事共同企業体
住所	苫小牧市〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称	苫小牧建設 株式会社
代表者氏名	代表取締役 苫小牧 太朗

印

(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で入札公告のありました次の工事の競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、入札の結果、落札候補者となった場合は、下記の必要書類を提出します。また、提出する書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

△△△△△△工事

2 必要書類

- (1) 類似工事施工実績調書
- (2) 類似工事施工実績を証明する書類
- (3) 配置予定技術者調書
- (4) 雇用関係3ヶ月を証明する保険証等の写し
- (5) (4)がない場合は「継続雇用申立書」
- (6) 資本関係・人的関係に関する調書
- (7) 共同企業体の場合は、共同企業体協定書
- (8) 経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)の写し
- (9) その他指定する書類

注 「印」は、法人にあつては代表取締役の印、個人にあつては代表者の印を押すこと。

1-(9) 入札書(単体の場合)

入札書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

苫小牧市長 岩倉博文様

入札人 住所

苫小牧市〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称

苫小牧建設 株式会社

氏名

代表取締役 苫小牧 太朗

印

点線内の
み記入

次の金額をもってご指示の設計書、図面及び仕様書のとおり、入札いたします。

工事名 (業務名)	△△△△△△△工事									
入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

金額を記入

- 注1 「印」は、法人にあつては代表取締役の印、個人にあつては代表者の印を押すこと。
注2 共同企業体である場合には、①共同企業体の名称、②代表者の住所、商号又は名称、代表者名、③すべての構成員の住所、商号又は名称、代表者名を記入・押印すること。

1-(10) 入札書(JVの場合)

入札書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

点線内の
み記入

苫小牧市長 岩倉博文様

共同企業体名	苫小牧・北海 特定建設工事共同企業体
入札人 住所	苫小牧市〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称	苫小牧建設 株式会社
氏名	代表取締役 苫小牧 太朗 印
(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)	
構成員 住所	苫小牧市〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称	有限会社 北海
氏名	代表取締役 北海 花子 印

次の金額をもってご指示の設計書、図面及び仕様書のとおり、入札いたします。

工事名 (業務名)	△△△△△△△工事									
入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

金額を記入

注1 「印」は、法人にあつては代表取締役の印、個人にあつては代表者の印を押すこと。
 注2 共同企業体である場合には、①共同企業体の名称、②代表者の住所、商号又は名称、代表者名、
 ③すべての構成員の住所、商号又は名称、代表者名を記入・押印すること。

1-(11) 郵便入札チェックシート

郵便入札に参加される方は、必ず以下のチェックポイントを確認の上、入札書等を郵送してください。

項目	チェックポイント
1 入札書	
様式	<input type="checkbox"/> 財政部契約課ホームページからダウンロードした入札書を使用していますか。
入札者	<input type="checkbox"/> 入札者の住所、商号又は名称及び代表者名を記載していますか。
	<input type="checkbox"/> 入札者の代表者印を押印していますか。
	<input type="checkbox"/> JVの場合JV名を記載し、すべての構成員の上記の記載・押印がありますか。
工事(業務)名	<input type="checkbox"/> 入札しようとする工事(業務)名と一致していますか。(違う工事をダウンロードしていませんか。)
入札金額	<input type="checkbox"/> 記載金額に誤りはありませんか。記載金額を訂正した場合は無効です。
	<input type="checkbox"/> 記載金額は消費税を除いた金額ですか。
	<input type="checkbox"/> 金額の頭部に¥を付記していますか。
2 工事費内訳書	
様式	<input type="checkbox"/> 財政部契約課ホームページからダウンロードした内訳書を使用していますか。
工事(業務)番号・名	<input type="checkbox"/> 入札しようとする工事(業務)番号と工事(業務)名は入札書と一致していますか。
入札者	<input type="checkbox"/> 入札者の住所、商号又は名称及び代表者名を記載していますか。
	<input type="checkbox"/> 入札者の代表者印を押印していますか。
	<input type="checkbox"/> JVの場合JV名を記載し、すべての構成員の上記の記載・押印がありますか。
工事価格	<input type="checkbox"/> 金額にマイナス数字はありませんか。
	<input type="checkbox"/> 工事価格と入札金額は一致していますか。(ここが違うと無効になります。もう一度確認してください。)
3 入札参加申請書(簡易型一般競争入札のみ)	
様式	<input type="checkbox"/> 財政部契約課ホームページからダウンロードした申請書を使用していますか。
入札者	<input type="checkbox"/> 入札者の住所、商号又は名称及び代表者名を記載していますか。
	<input type="checkbox"/> 入札者の代表者印を押印していますか。
	<input type="checkbox"/> JVの場合JV名を記載していますか。(代表者のみ記載・押印し、構成員の記載・押印不要)
工事(業務)名	<input type="checkbox"/> 入札しようとする工事(業務)名と一致していますか。(違う工事をダウンロードしていませんか。)
4 封筒	
封筒(表紙)	<input type="checkbox"/> 財政部契約課ホームページからダウンロードした表紙を使用していますか。
	<input type="checkbox"/> 入札しようとする工事(業務)名と一致していますか。(違う工事をダウンロードしていませんか。)
入札者	<input type="checkbox"/> 入札者(JVの場合はJV代表会社)の住所、商号又は名称及び代表者名を記載していますか。
	<input type="checkbox"/> JVの場合JV名を記載し、すべての構成員の商号又は名称を記載していますか。
同封書類	<input type="checkbox"/> 入札書と工事費内訳書を入れましたか。
	<input type="checkbox"/> 入札参加申請書を入れましたか。(簡易型地域密着一般競争入札のみ)
封かん	<input type="checkbox"/> のり付けしていますか。
5 郵送	
郵送方法	<input type="checkbox"/> 一般書留又は簡易書留で、期日指定郵便としていますか。
郵送開始	<input type="checkbox"/> 告示別表又は入札(見積)通知書に示した発送期間内に、郵便局にて手続きしてください。 (郵送手続の期間は指定日の11~3日前からです。)

2 設計図書にかかる質疑応答の公表

●契約課ホームページイメージ

 財政部契約課

 苫小牧市役所

 市政情報

 財政

 入札、契約関係のお知らせ 

 契約書類・各種情報等 

 入札参加登録業者名簿 

 入札情報 

[簡易型地域密着一般競争入札情報\(入札日：平成29年5月17日\)](#)

[指名競争入札情報\(入札日：平成29年5月17日\)](#)

[指名競争](#)

[簡易型地](#)

[条件付](#)

 簡易型地域密着一般競争入札情報(入札日：平成29年5月

 [告示文\(土20～22、建23～25、建28～29、4\)、\(119.82 KB\)](#)  [告示文\(建26～27\)\(104.0](#)

 [\(土\)20 緑ヶ丘公園サッカー場改修関連付帯工事\(71.00 KB\)](#)
発注形態：土木一式、B・B又はB・C等級の2者による共同企業体

ダウンロード

-  [入札書\(31.22 KB\)](#)
-  [参加申請書\(42.75 KB\)](#)
-  [封筒表紙\(45.18 KB\)](#)
-  [内訳書\(112.57 KB\)](#)
-  [設計図書\(3.60 MB\)](#)
-  [図面\(1.30 MB\)](#)
-  [見積用参考資料\(182.94 KB\)](#)

設計に関するお問い合わせ

[\(土\)20～22](#)

[\(建\)23～29](#)

入札情報の一番下へ

3 予定価格の積算内訳の公表

●積算内訳公表～HPイメージ



🏠 苫小牧市役所 > 📁 組織案内 > 📄 財政部契約課

🌿 財政部契約課

📁 苫小牧市役所

📁 市政情報

📁 財政

📁 入札、契約関係のお知らせ +

📁 契約書類・各種情報等 +

📁 入札参加登録業者名簿 +

📁 入札情報 +

📁 入札結果

📁 平成29年度入札結果（工事等）契約課発注分 -

📄 平成29年度 4月契約課入札執行分

パスワード設定
(設計図書ダウンロードと同じ)

🌿 平成29年度 4月契約課入札執行分

PDF 4月19日 (48.84 KB)	PDF 豊木川護岸改良工事(287.92 KB)
	PDF 双葉町1 1号線ほか2線舗装道路改修工事(9.16 KB)
	PDF 北光6号線ほか3線舗装道路改修工事(377.19 KB)
	PDF 船見町配水管改良実施設計業務(134.00 KB)
	PDF 錦多峰取水場沈砂池耐震補強実施設計業務(33.27 KB)

4 工事発注見通しの公表

工事発注見通しと予定価格をランクにし、公表します。(4月、7月、10月)

なお、公表時点での予定になります。

※掲載した工事が発注されなかったり、掲載されていない工事が発注されるなど、内容が変更となることがあります。

土木工事 (土木・とび・石・しゅんせつ ・舗装・造園)	金額区分	予定価格	
	A	1億円以上	
	B	7,000万円以上	1億円未満
	C	5,000万円以上	7,000万円未満
	D	4,000万円以上	5,000万円未満
	E	3,000万円以上	4,000万円未満
	F	2,500万円以上	3,000万円未満
	G	1,500万円以上	2,500万円未満
	H	1,000万円以上	1,500万円未満
	I	500万円以上	1,000万円未満
	J	500万円未満	

上記以外の工事	金額区分	予定価格	
	ア	5億円以上	
	イ	2億円以上	5億円未満
	ウ	1億円以上	2億円以上
	エ	7,000万円以上	1億円未満
	オ	5,000万円以上	7,000万円未満
	カ	4,000万円以上	5,000万円未満
	キ	3,000万円以上	4,000万円未満
	ク	2,000万円以上	3,000万円未満
	ケ	1,500万円以上	2,000万円未満
	コ	1,000万円以上	1,500万円未満
	サ	500万円以上	1,000万円未満
シ	500万円未満		

業務委託 (設計・測量・地質調査等)	金額区分	予定価格	
	1	1,000万円以上	
	2	500万円以上	1,000万円未満
3	500万円未満		

5 技術者等の適正配置

建設工事の適正な施工体制の確保を図るため、苫小牧市発注の建設工事における技術者の配置条件等を建設業法等に基づき次のとおりまとめましたので、御確認の上、遵守してください。

I 建設業法における技術者制度

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者で、施工の技術上の管理をつかさどる者(主任技術者又は監理技術者)を置かなければなりません。建設業法における工事現場に配置する技術者の資格等については以下のとおりです。

1 営業所専任技術者(建設業法第7条第2号、第15条第2号)

- (1) 許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められております。
- (2) 現場代理人との兼任については、現場代理人は工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼任はできません。
ただし、本市発注工事で予定価格が500万円未満の工事1件に限り、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されるとし、兼任を認めます。
- (3) 主任技術者又は監理技術者との兼任については、請負金額が3,500万円(建築一式の場合**7,000万円**)未満の工事で、営業所及び工事現場が市内で常時連絡体制が確保できる場合、専任を要しない主任(監理)技術者として配置できます。

2 工事現場に配置すべき技術者等

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者で、施工の技術上の管理をつかさどる者(主任技術者又は監理技術者)を置かなければなりません。

(1) 主任技術者(建設業法第26条第1項)

建設業法においては、建設業許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請負人、下請負人の別、請負金額の大小にかかわらず、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者(建設業法第26条第2項)

直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事場合は6,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金が、4,000万円(建築一式の場合は6,000万円)以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者(建設業法第26条第3項)

(1) 公共性のある施設又は工作物に関する請負代金が3,500万円(建築一式の場合7,000万円)以上の工事に設置される技術者(主任技術者又は監理技術者)は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼任はできません。ただし、請負金額がこの金額に満たない場合は、主任技術者のみ、職務を適正に遂行できうる範囲で他の工事現場の主任技術者とは兼任できます。

(2) 主任(監理)技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は原則として、契約日から検査完了日までとなります。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」に示されている次の期間について市と受注者との間で設計図書又は打ち合わせ記録簿等の書面により明確になっている場合は、必ずしも工事現場の専任を要しません。

また、技術研鑽のための研修、講習、試験等で監理技術者等が短期間現場を離れることについて、適切な施工ができる体制を確保すること(代理又は必要に応じて現場に戻りうる体制)を条件に可能ですが、打ち合わせ記録簿等により、明確にしておく必要があります。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間

例:現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間

② 工事を全面的に一時中止している期間

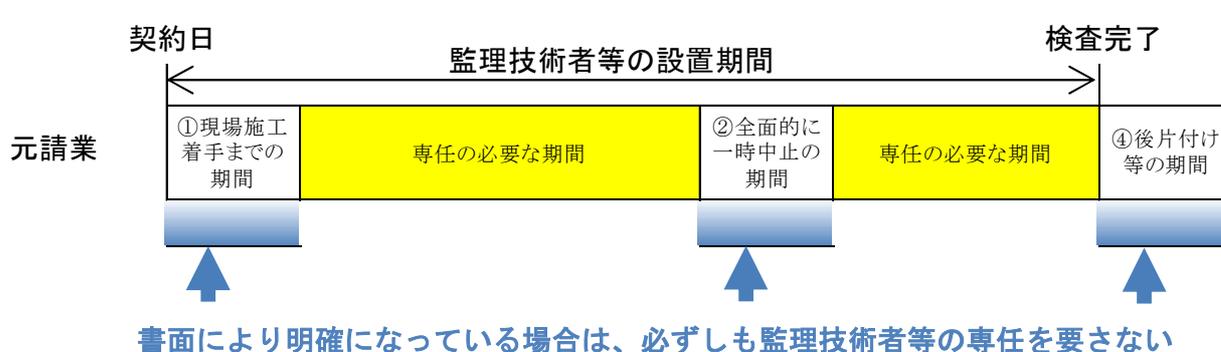
例:工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等

③ 工場製作のみが行われている期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事の場合

④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、

事務手続、後片付け等のみが残っている期間



(3) 下請工事においては、施工が断続的に行われていることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とされています。例えば、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次、二次下請業者は自らが直接施工する工事が無い場合でも現場に専任しなければなりません。

(4) 建設業法施行令第27条第2項の規定を適用し、次の条件をすべて満たす場合に2件まで専任の主任技術者の兼任ができます。ただし、この規定は監理技術者は適用外となります。

① 本市発注工事であること

② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること

③ 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること

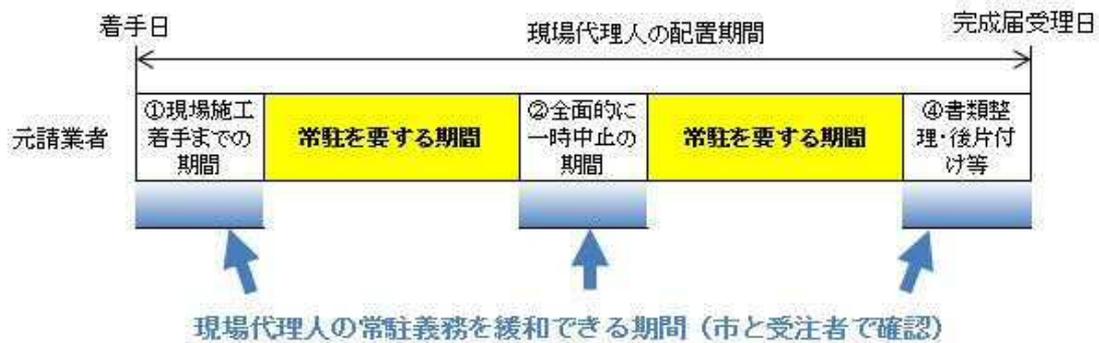
④ 同一の建設業者が施工する工事であること

専任の主任技術者の兼任をしようとする場合は、苫小牧市発注工事における主任技術者の兼任等に関する事務取扱要領に基づく「専任主任技術者兼任届」の提出が必要です。

4 現場代理人(建設業法第7条第2号、第15条第2号)

- (1) 現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う権限を有します。建設業法では、その資格要件については規定されていませんので、従業員であれば誰でも現場代理人として配置することが可能です。しかし、現場代理人に任された権限の重要性から、その役割を実直に全うし、請負契約を適正に履行することが出来る能力を有する人を選任しなければなりません。
- (2) 本市工事請負契約書約款第10条第2項において、「工事現場に常駐すること」が規定されています。現場代理人の配置期間は、工事着手日から完成届受理日までです。
- (3) 同約款第10条第3項にある「常駐を要しないことができる」とは、次の①～④のいずれかの期間に該当する場合です。ただし、常に市及び工事現場間の連絡が取れ、必要に応じて現場に立ち会うことができる体制を整えてください。

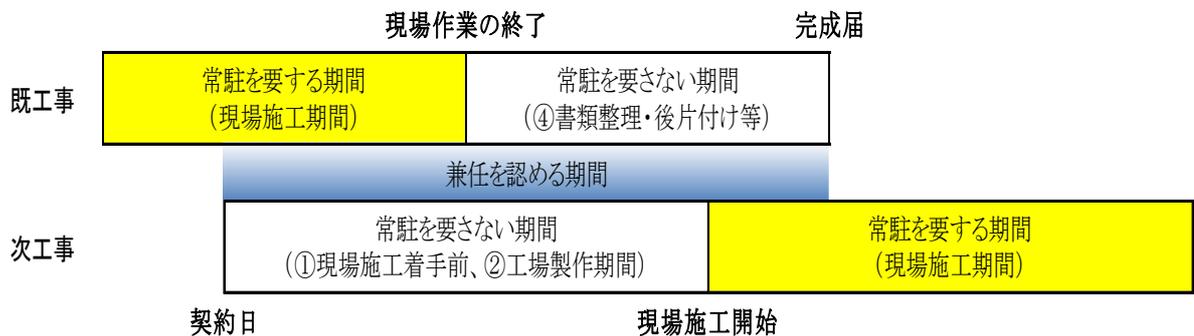
- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
例: 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 上記以外で、工事現場において作業等が行われていない期間
例: 現場作業終了後、完成届提出までの期間(書類整理・後片付け)等



- (4) 現場代理人の兼任を認めることができる工事は、次のア又はイに該当する工事です。
- ア 次の①～③のすべてを満たす工事
- ① 本市発注の工事であること
 - ② 予定価格が3,500万円未満(建築一式は7,000万円未満)の工事であること
 - ③ 現場代理人を兼任不可とする工事でないこと。(入札告示別表、特記仕様書等で明記)
- イ 建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件の工事(「苫小牧市発注工事における主任技術者の兼任等に関する事務取扱要領」を参照)
- (5) (4)に該当する工事について、合計2件まで現場代理人の兼任を認めることができます。ただし、兼任を認めるか否かについては、以下の要件のほか、安全管理、工程管理、難易度、施工内容等を勘案し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないかを総合的に判断しますので、兼任を認められない場合があります。
- ※兼任対象工事の兼任要件については、特記仕様書等に記載します。

ア 兼任する2件の工事の「常駐を要する期間」に重複がないこと。

事例1 現場施工に着手するまでの期間又は工場製作のみが行われている期間内に既工事の現場作業が終了する場合



**イ 常駐を要する期間に重複がある場合であっても、特記仕様書等において兼任を認めない
と指定する期間(工程)と重複がないこと。**

- 例 ・「常駐を要する期間が他方の工事の常駐を要する期間に重複がある場合は、原則、現場代理人の兼任を認めない。」
- ・「〇〇作業の期間は現場代理人の兼任を認めない。」

事例2 特記仕様書で定める兼任が認められない作業(工程)が他工事の工期と重複していない場合



ウ 事情を勘案し、兼任を認めることが妥当と判断されるもの。

- 例 ・災害復旧工事(緊急工事を含む。)

- (6) 現場代理人を兼任する場合、一方の工事に偏ることなく、必ずいずれかの工事現場に常駐し、それぞれの工事における現場代理人としての職務を適切に執行してください。
また、現場代理人が現場を離れる場合は、監督員と常に連絡を取れるよう連絡員を配置してください。ただし、携帯電話等により現場代理人との連絡体制の確保に支障が生じるおそれがなく、かつ、監督員の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (7) 現場代理人の兼任をしようとする場合は、対象となる工事のそれぞれの監督員に事前に連絡をした上で「現場代理人兼任届出書」の提出が必要です。また、現場代理人の兼任をすることによって、現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼任を取り消すものとします。

5 建設業法における工事現場に配置する技術者の資格等

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)			指定建設業以外(左以外の22業種)		
建設業許可	許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
	営業者に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 指導的監督的な実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	<u>4,000万円以上※1</u>	<u>4,000万円未満※1</u>	<u>4,000万円以上は契約できない※1</u>	<u>4,000万円以上※1</u>	<u>4,000万円未満※1</u>	<u>4,000万円以上は契約できない※1</u>
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 指導的監督的な実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、 <u>請負金額が3,500万円(※2)以上となる工事</u>					
	監理技術者資格証	専任の監理技術者のときに必要 * 公共工事必須	必要なし		専任の監理技術者のときに必要 * 公共工事必須	必要なし	
	監理技術者講習						
その他	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者 (公共工事の元請の監理(主任)技術者は3ヶ月以上の雇用関係)						

※1 建築一式工事の場合6,000万円

※2 建築一式工事の場合7,000万円

II 技術者の配置条件

請負金額や種別に応じた技術者等の配置条件は以下のとおりです。

請負金額 (資格の項目については、設計価格に読み替える)	種別(※1)	常駐専任	資格	配置できない者
3,500万円以上 (建築一式工事の場合は、7,000万円以上)	現場代理人	常駐※2	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の専任技術者 ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任(監理)技術者
	主任技術者	専任※4	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格者(1級・2級) ・実務経験者(大卒3年、高卒5年(いずれも所定学科卒業)、その他10年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の専任技術者 ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任技術者※6 ・他工事の監理技術者
	監理技術者	専任※4	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格者(1級・2級) ・実務経験者(大卒3年、高卒5年(いずれも所定学科卒業)、その他10年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の専任技術者 ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任(監理)技術者
3,500万円未満 (建築一式工事の場合は、7,000万円未満)	現場代理人	常駐※3	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の専任技術者※5 ・他工事の現場代理人※3 ・他工事の専任の主任(監理)技術者 ・他工事の主任技術者※3
	主任技術者	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格者(1級・2級) ・実務経験者(大卒3年、高卒5年(いずれも所定学科卒業)、その他10年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の専任技術者※5 ・他工事の現場代理人※3 ・他工事(3,500万円以上、建築一式の場合7,000万円以上)の専任の主任(監理)技術者

※1 配置する主任(監督)技術者は、同工事の現場代理人を兼任することができます。

(営業所の専任技術者は除く。)

※2 「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在し、職務に従事していることをいいます。

※3 現場代理人は工事現場に常駐が義務づけられていますが、本市では、契約課発注の予定価格が3,500万円(建築一式の場合7,000万円)未満の工事については、条件により、2件まで現場代理人の兼任を認めています(兼任先工事の主任技術者も兼任可能。ただし、専任の主任(監理)技術者との兼任はできません)。この場合、監督員(担当課)及び契約担当者(契約課)と事前協議を行った後、現場代理人兼任届出書の提出が必要です。

兼任が可能な工事の条件については「5-I-4 現場代理人」の項目を参照願います。

※4 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事に係る職務にのみ従事していることをいいます。

※5 営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、原則として現場代理人及び工事現場の主任(監理)技術者になることはできません。

ただし、**請負額が3,500万円(建築一式の場合7,000万円)未満の工事**は、営業所と工事現場が市内に所在する場合に限り、営業所の専任技術者を工事現場の専任を要しない主任(監理)技術者として配置できることとします。

また、本市発注工事で予定価格が500万円未満の工事1件に限り、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されるとし、現場代理人との兼任を認めます。

※6 専任の主任技術者は、密接な関係のある建設工事に限り、2件まで兼任することができます(詳細は、I建設業法3 工事現場ごとに専任すべき技術者(4)参照)。ただし、監理技術者は適用外。

Ⅲ 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する主任(監理)技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされております。

・直接的な雇用関係とは・・・

所属建設業との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいい、在籍出向者や派遣等は該当しません。

・恒常的な雇用関係とは・・・

入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいい、工事期間のみの短期雇用は該当しません。(現場代理人については、恒常的な雇用関係は必要です。)

・入札の申込のあった日とは・・・

郵便入札の場合、配達指定日をいいます。

Ⅳ 配置技術者の変更

配置技術者については、適正な施工確保を阻害するおそれがあるため、原則工期途中での交代は認められていません。

ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真に止むを得ないと認められる事情がある場合のほか、次に掲げる場合等は除きます。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

いずれの場合であっても、途中交代する場合は、直接建設工事を請け負った建設業者(元請)は、監督員(担当課)及び契約担当者(契約課)と事前協議を行った後、主任(監理)技術者の変更届の提出が必要となります。

このとき、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、元請は、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。また、市の求めに応じて、工事現場に配置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報について説明すること。

V その他

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、指名停止の措置を行うことがあります。

6 建設業経営事項審査

公共工事を請け負おうとする建設業者は、建設業法に定める経営事項の審査を受けている必要があり、その有効期間は審査申請直前の決算日から1年7か月間に限られています。

苫小牧市においては、本市の入札参加資格審査申請の際、経営事項審査結果通知書の写しの提出により有効期間を確認しております。

申請後に受けた審査結果については、速やかに提出するようお願いいたします。

建設業法第27条の23の規定等により、建設業者(共同企業体の場合は、全ての構成員)は、有効な経営事項審査結果を有していなければ、本市と契約をすることはできません。

入札に参加する際にも有効な経営事項審査結果(総合評定通知書)の写しを提出していただき、有効期間の確認ができた場合に契約を締結します。

1 経営事項審査とは

国、地方公共団体などの発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者は、主たる営業所のある都道府県に経営事項審査の申請を行う必要があります。

なお、公共工事を直接請け負うことのない建設業者、入札に参加する意向を持たない建設業者は、必ずしも経営事項審査を受ける必要はありません。

※詳しいことは、下記の建設業法第27条の23第1項をご覧ください。

2 経営事項審査の有効期間について

建設業法施行規則では、「(建設業)法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなくてはならない。」と規定されております。

経営状況分析(決算期終了後3ヶ月以内)や経営事項審査申請(決算期終了後4ヶ月以内)が遅れますと、有効期間に空白が生じることとなり、公共工事を落札しても、契約ができませんので、営業年度終了後、決算が確定しましたら速やかに手続きをしてください。

3 参考 ～建設業法(抜粋)～

(経営事項審査)

第27条の23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

2 前項の審査(以下「経営事項審査」という。)は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。

一 経営状況

二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項

3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

(経営状況分析)

第27条の24 前条第2項第1号に掲げる事項の分析(以下「経営状況分析」という。)については、第27条の31及び第27条の32において準用する第26条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録経営状況分析機関」という。)が行うものとする。

2 経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 登録経営状況分析機関は、経営状況分析のため必要があると認めるときは、経営状況分析の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

7 調査基準価格

低入札価格調査制度		1億5,000万円以上		失格基準
		調査基準価格		
		予定価格の10分の9～10分の7の範囲内		
工事	直接工事費	97%	調査基準価格に満たない場合は失格	
	共通仮設費	90%		
	現場管理費	90%		
	一般管理費	55%		
	の合計額			
設計業務	設計業務(土木設計を除く)	直接人件費	100%	調査基準価格に満たない場合は失格
		特別経費	100%	
		技術等経費	60%	
		諸経費	60%	
		の合計額		
	土木設計業務	直接人件費	100%	調査基準価格に満たない場合は失格
		直接経費	100%	
		その他の原価	90%	
		一般管理費等	48%	
		の合計額		
測量業務	直接測量費	100%	調査基準価格に満たない場合は失格	
	測量調査費	100%		
	諸経費	48%		
	の合計額			
地質調査業務	直接調査費	100%	調査基準価格に満たない場合は失格	
	間接調査費	90%		
	解析等調査業務費	80%		
	諸経費	45%		
	の合計額			

8-1) 変動型最低制限価格

平成23年度より、予定価格が1千万円以上の工事等につきましては、予定価格と最低制限価格の事後公表を実施してきましたが、**入札金額が最低制限価格に集中し、同額による抽選が増加**しております。

また、透明性が向上し、競争性が高まる一方、低入札いわゆるダンピングによる品質の低下、**下請業者を含む労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底**などが懸念されます。

そのことを踏まえ、平成24年度から、実際の入札価格の平均額により最低制限価格を算定する「変動型最低制限価格」制度を実施することとしました。

本制度の実施により、

- ① 入札額が各社の相場を反映したものとなるため、実勢価格を反映した最低制限価格となる。
- ② 最低制限価格の予測がつかないため、同額入札が減少し、抽選による落札決定が減少する。
- ③ 最低制限価格を発注者が決めないため、情報漏えい等の不祥事防止となる。

等の効果が見込まれます。

対象	一般競争入札又は指名競争入札のうち、 ・500万円以上1億5千万円未満の工事 ・250万円以上1億5千万円未満の設計業務等
算定対象	対象工事等の調査基準価格以上、予定価格以下の有効札※
算定範囲	上限は、予定価格の10分の9、下限は調査基準価格(現行の最低制限価格)の範囲内で算定
算定方法	(1)算定対象の平均額に任意の係数を乗ずる。 (係数は「0.95～1」とし、当面「0.975」とする。1円未満切捨て) ①平均額が調査基準価格以上、予定価格の10分の9以下の場合は、平均額 ②平均額が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9の額 ③平均額が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格 (2)①～③により算定された額を最低制限価格とし、この価格以上の最低価格入札者を落札者とする。(簡易型一般競争入札にあつては、落札候補者とする。) (3)落札候補者の審査及び決定等は、「苫小牧市簡易型地域密着一般競争入札実施要領」による。 (4)最低制限価格は、その決定後に入札の無効又は落札候補者の失格があつた場合においても変更はしない。
※有効札	次のいずれにも該当しないものを有効札とする。 (1) 地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格のない者が入札した入札書 (2) 競争入札に付する建設工事等ごとに定める入札参加資格のない者が入札した入札書 (3) 開札までに前2号の入札参加資格を満たさなくなった者が入札した入札書 (4) 苫小牧市契約に関する規則第54条の規定に該当し、無効となった入札書 (5) 予定価格の事前・事後公表を問わず、その額を超えた額で入札した入札書 (6) 調査基準価格を下回る額で入札した入札書 (7) 市が指定した方法以外により入札した入札書
失格	調査基準価格を下回る金額で入札した入札書
開始時期	平成24年4月2日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事等から適用

8-(2) 変動型最低制限価格算出例

対象	500万円以上1億5千万円未満の工事/250万円以上1億5千万円未満の設計業務等の競争入札				
調査基準価格	苫小牧市低入札価格調査制度事務取扱要領第3条及び第3条の2の規定に準じて設定				
算定対象	調査基準価格 ≤ 有効札 ≤ 予定価格				
失格	調査基準価格未満				
算定範囲	①上限額	予定価格 × 0.9	③下限額	調査基準価格	
算定方法	②平均額	算定対象の平均 × 係数値 (係数は「0.95~1」とし、当面は「0.975」、1円未満は切捨て)			
決定	事例1	①上限額(予定価格 × 0.9) < ②[平均額]		→ ①上限額	
	事例2	③下限額(調査基準価格) ≤ ②[平均額] ≤ ①上限額(予定価格 × 0.9)			→ ②平均額
	事例3	②[平均額] < ③下限額(調査基準価格)		→ ③下限額	

事例1

④予定価格	10,000,000
1	8,800,000
2	8,900,000
3	9,200,000 落札
4	9,250,000
5	9,280,000
6	9,300,000
7	9,500,000
8	9,800,000
9	9,900,000
10	10,000,000
11	10,050,000 算定対象外
12	11,000,000 算定対象外
13	
14	
15	
16	
係数値	0.975
①上限(予定価格*0.9)	9,000,000
②平均額 <small>有効札(③以上④以下)の平均*係数</small>	9,158,175
③下限(調査基準価格)	8,500,000
⑤最低制限価格	9,000,000
⑥最低率⑤/④	90.00%
落札者	3
⑦落札率	92.00%

事例2

④予定価格	10,000,000
1	7,900,000 失格
2	8,000,000 失格
3	8,490,000 失格
4	8,500,000
5	8,550,000
6	8,600,000
7	8,650,000
8	8,700,000
9	8,800,000 落札
10	8,900,000
11	9,200,000
12	9,250,000
13	9,280,000
14	9,300,000
15	10,000,000
16	10,050,000 算定対象外
係数値	0.975
①上限(予定価格*0.9)	9,000,000
②平均額 <small>有効札(③以上④以下)の平均*係数</small>	8,753,062
③下限(調査基準価格)	8,500,000
⑤最低制限価格	8,753,062
⑥最低率⑤/④	87.53%
落札者	9
⑦落札率	88.00%

事例3

④予定価格	10,000,000
1	7,900,000 失格
2	8,000,000 失格
3	8,490,000 失格
4	8,495,000 失格
5	8,500,000 落札
6	8,530,000
7	8,550,000
8	8,570,000
9	8,600,000
10	8,650,000
11	8,680,000
12	8,700,000
13	
14	
15	
16	
係数値	0.975
①上限(予定価格*0.9)	9,000,000
②平均額 <small>有効札(③以上④以下)の平均*係数</small>	8,382,562
③下限(調査基準価格)	8,500,000
⑤最低制限価格	8,500,000
⑥最低率⑤/④	85.00%
落札者	5
⑦落札率	85.00%

9 - (1) 工事費内訳書 (土木関係)

令和 ○年 ○月 ○日

苫小牧市長 様

工事番号 土○○○

工事名 ○○○○線改良舗装工事

点線内のみ記入

工事費内訳書

※記入例 (土木工事関係)

点線内のみ記入

共同企業体名 苫小牧・北海 特定建設工事共同企業体

入札人
(代表者)

住所 苫小牧市○町○丁目○番○号
 名称 苫小牧建設 株式会社
 代表者氏名 代表取締役 苫小牧 太郎

印

構成員

住所 苫小牧市○町○丁目○番○号
 名称 有限会社 北海
 代表者氏名 代表取締役 北海 花子

印

工事区分・工種・種別	単位	数量	金額
舗装	式	1	
道路土工	式	1	
掘削工	式	1	
残土処理工	式	1	
舗装工	式	1	

※記入に際しての注意事項

- 注1 工事費は消費税を含まず、工事価格は入札書記載金額と一致すること。
- 注2 工事費内訳書作成にあたっては、マイナス数字を用いないこと。
- 注3 共同企業体である場合には、①共同企業体の名称、②代表者の住所、商号又は名称、代表者名③すべての構成員の住所、商号又は名称、代表者名を記入すること。
- 注4 代表者印は必ず押印すること。(共同企業体である場合は、すべての構成員を含む。)
- 注5 用紙サイズは、A4版(縦・横自由)とする。また、複数枚となってもよい。

金額を記入

工 事 費 内 訳 書

工事名 ○○○○線改良舗装工事

工事区分・工種・種別	単位	数量	金額
アスファルト舗装工	式	1	
排水構造物工	式	1	
作業土工	式	1	
集水桝・マンホール工	式	1	
取付管敷設工	式	1	
縁石工	式	1	
縁石工	式	1	
防護柵工	式	1	
防止柵工	式	1	
区画線工	式	1	
区画線工	式	1	

↑
金額を記入

工 事 費 内 訳 書

工事名 ○○○○線改良舗装工事

工事区分・工種・種別	単位	数量	金額
道路構造物修繕工	式	1	
排水構造物修繕工	式	1	
構造物撤去工	式	1	
防護柵撤去工	式	1	
構造物取壊し工	式	1	
排水構造物撤去工	式	1	
運搬処理工	式	1	
仮設工	式	1	
交通管理工	式	1	
附帯工	式	1	
附帯作工	式	1	

金額を記入

工 事 費 内 訳 書

工事名 ○○○○線改良舗装工事

工事区分・工種・種別	単位	数量	金額
直接工事費	式	1	
共通仮設費	式	1	
共通仮設費（率計上）	式	1	
純工事費	式	1	
現場管理費	式	1	
工事原価	式	1	
一般管理費等	式	1	
工事価格	式	1	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 入札書の額と一致 </div>

金額を記入

9 - (2) 業務費内訳書 (土木関係)

令和 ○年 ○月 ○日

苦小牧市長 様

委 託 費 内 訳 書

※記入例 (業務関係)

工事番号 土〇〇〇

委託名 〇〇〇〇線測量調査業務

点線内のみ記入

※記入に際しての注意事項

- 注1 工事費は消費税を含まず、工事価格は入札書記載金額と一致すること。
 注2 工事費内訳書作成にあたっては、マイナス数字を用いないこと。
 注3 共同企業体である場合には、①共同企業体の名称、②代表者の住所、商号又は名称、代表者名③すべての構成員の住所、商号又は名称、代表者名を記入すること。
 注4 代表者印は必ず押印すること。(共同企業体である場合は、すべての構成員を含む。)
 注5 用紙サイズは、A4版(縦・横自由)とする。また、複数枚となってもよい。

住所 苦小牧市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
 名称 〇〇〇〇建設株式会社
 代表者 氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

項目・工種・種別	単位	数量	金額
道路調査	式	1	
道路調査	式	1	
橋梁補修設計	式	1	
共通	式	1	
共通 (設計業務)	式	1	
打合せ等 (設計(概略・予備・詳細))	式	1	

金額を記入

委 託 費 内 訳 書

委託名 ○○○○線測量調査業務

項目・工種・種別	単位	数量	金額
直接経費	式	1	
直接経費	式	1	
電子成果品作成費	式	1	
高所作業車	式	1	
塗膜試験に伴う資料採取及び復旧	式	1	
塗膜中の鉛の含有量試験	式	1	
塗膜中のクロムの含有量試験	式	1	
塗膜中のPCBの含有量試験	式	1	
安全費	式	1	
直接原価	式	1	
その他原価	式	1	

↑
金額を記入

9-(3) 工事費内訳書(建築関係)

別記様式第1号

※記入例(建築工事関係)
(建築設備工事関係)

工事等記号番号 ()

工事費内訳書

(工事名) ○○○○○○○○○ 工事

共同企業体の場合、共同企業体の名称を記載

入札入
(代表者) 住所 ○○○○ 特定建設工事共同企業体
苦小牧市○○町○○丁目○○番○○号

共同企業体の場合
構成員も記載

名称 ○○○○ 株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

※ 共同企業体の場合は下記にも記載のこと

構成員 住所 苦小牧市○○町○○丁目○○番○○号
名称 ○○○○ 株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

構成員 住所 苦小牧市○○町○○丁目○○番○○号
名称 ○○○○ 株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

単位：円

名 称	数 量	金 額	備 考
直接工事費	1 式	43,807,000	
共通仮設費	1 式	1,910,000	
現場管理費	1 式	3,412,000	・工事価格の再計による端数処理は、万円未満(千円以下)とする。 ・入札書記載金額は51,880,000円
一般管理費	1 式	2,754,000	
工事価格		51,883,000	
工事価格(再計)		51,880,000	

- 注1 工事費は消費税等を含まず、工事価格は入札書記載金額と一致すること。
- 注2 工事費内訳書作成にあたっては、マイナス数字を用いないこと。
- 注3 共同企業体である場合には、共同企業体・代表者・構成員の名称等を併せて記載すること。
- 注4 代表者印は必ず押印すること。
- 注5 用紙サイズは、A4版(縦・横自由)とする。又、複数枚となってもよい。

9-(4) 業務費内訳書(建築関係)

別記様式第1号

※記入例(建築業務関係)

工事等記号番号 ()

業務費内訳書

(業務名) ○○○○○○○○○ 業務

共同企業体の場合、共同企業体の名称を記載

入札入
(代表者) 住所 苦小牧市○○町○○丁目○○番○○号

○○○○ 共同企業体

共同企業体の場合
構成員も記載

名称 ○○○○ 株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

印

※ 共同企業体の場合は下記にも記載のこと

構成員 住所 苦小牧市○○町○○丁目○○番○○号

名称 ○○○○ 株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

印

構成員 住所 苦小牧市○○町○○丁目○○番○○号

名称 ○○○○ 株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

印

単位：円

名 称	数 量	金 額	備 考
直接人件費	1 式	43,807,000	
諸経費	1 式	1,910,000	
技術料経費	1 式	3,412,000	
特別経費	1 式	2,754,000	
業務価格		51,883,000	
業務価格 (再計)		51,880,000	

・工事価格の再計による端数処理は、万円未満(千円以下)とする。
・入札書記載金額は51,880,000円となり一致すること。

注1 業務費は消費税等を含まず、業務価格は入札書記載金額と一致すること。

注2 業務費内訳書作成にあたっては、マイナス数字を用いないこと。

注3 共同企業体である場合には、共同企業体・代表者・構成員の名称等を併せて記載すること。

注4 代表者印は必ず押印すること。

注5 用紙サイズは、A4版(縦・横自由)とする。又、複数枚となってもよい。

10 入札・契約事務Q&A

1 郵便入札

Q1-1 封筒の裏面に割印はいらないのか。

A 割印は不要です。ただし、各社の判断で割印されるのは構いません。

Q1-2 本当に入札書が届くのか。追跡調査は出来るのか。

A ・市が指定しました方法(発送期間/封筒表紙/期日指定/書留郵便)により郵便局で手続きしていただきました場合は、郵便局から直接契約課に配達されます。
・追跡調査も、発送から契約課到着まで可能と考えております。
・すでに郵便入札を実施しております道内他市においても、郵便事故は無いと聞いております。

Q1-3 JVの場合、封筒は代表者だけか。

A ・JV名称、構成員分の差出人欄と出資比率の記載欄が追加になります。(マニュアル1-(5)参照)

2 入札参加申請書

Q2-1 申請書中、2必要書類欄は、自分の会社に合わせて修正して申請すべきか。

A 2必要書類欄は、契約課で適宜修正しますので、申請者欄のみ記入し、申請してください。

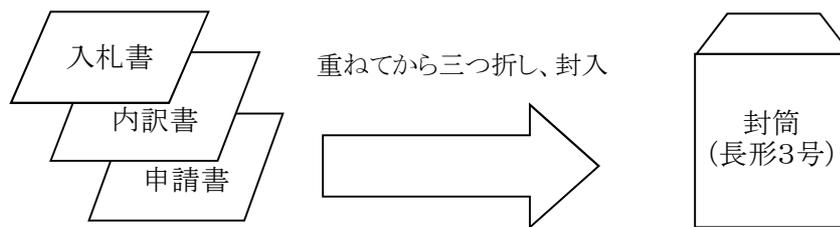
Q2-2 JVの協定書の日付はいつか。

A 入札参加申請書(期日指定日)の日付と同日で記載してください。

3 入札書

Q3-1 封入する際、入札書を内封筒に入れるのか。

A 内封筒は必要ありません。封筒表紙を貼付した長形3号の封筒に入札書・内訳書・参加申請書の順に重ねてからまとめて三つ折にし、封入・糊付けしてください。



Q3-2 JVの場合は、構成員の委任状を同封するのか。

A JVの場合は、入札書に代表者、構成員全員の記載押印をしていただきますので、委任状は不要です。

Q3-3 持参式や再度入札の場合、代表者が入札しないとだめなのか、又JVの場合はどうか。

A <単体の場合>

再度入札に会社の代表者が来ない場合は、委任状が必要です。(入札書+委任状)

<JVの場合>

JV構成員全員で来ない場合は、委任状が必要です。(入札書+委任状)

Q3-4 同額によるくじ引きの場合は、代表者が行かないとだめか。

A ・くじの場合は、来庁した方の会社名及び氏名の確認ができればよろしいです。

・もし、くじを引かない入札者があるときは、入札に関係のない職員にくじを引かせます。(地方自治法施行令第167条の9)

4 質疑応答の公表

- Q4 質疑の回答はリアルタイムで更新されるのか。入札書発送期限の前日に回答されても、内容によっては間に合わない場合が考えられるが、どうなのか。
- A 回答につきましては、随時更新いたします。又質問をいただく時期にもよりますが、発送期限に支障のないよう、回答をしていきたいと考えております。

5 傍聴

- Q5-1 傍聴をしたい場合はどのように手続きするのか。
- A 入札時間の10分前までに、市役所2階入札室にて受付を済ませてください。
- Q5-2 傍聴は10名だけか。10名以上集まったらどうするのか。
- A 10名以上申込者がいた場合は、その場で抽選し決定します。
- Q5-3 工事ごとに開札時間は変わるのか。
- A ・工事ごとに開札し、結果発表をするのではなく、全ての開札が終了後、最後にまとめて結果を発表いたしますので、時間は未定です。
・また、開札中は出入りができません。一旦退室されましたら、再度の入室はできませんので、ご注意ください。
- Q5-4 傍聴しなくても、即時開札結果を知ることはできないのか。
- A 開札結果の即時公表につきましては、現時点では考えておりませんのでご理解をお願いします。なお、落札(候補)者には、通常、開札日の午後に電話連絡をします。また、開札の翌々日に結果をホームページに公表します。

6 技術者の適正配置

- Q6 主任(監理)技術者が工事現場に専任で設置すべき期間は検査完了日までか。完成日までではないのか。
- A 主任技術者の専任を要するのは、完成検査終了までとなります。(マニュアル5参照)
ただし、専任を要しない期間がありますので、事前に監督員と協議をしてください。
(「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日国総建第315号)、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について(平成21年6月30日国総建第75号))

7 経営事項審査

- Q7 JVの場合は経審の写しは、全者提出するのか。
- A 全者の写しを提出していただきます。

8 変動型最低制限価格の実施

Q8-1 係数を「0.975」にした根拠は何か。「0.975」の係数はいつまでか。

- A
- ・変動型の実施は、従前と考え方や方法が大きく変わり、最低制限価格や落札率がどの程度上昇するかの見込みが困難なため、当初は、係数を「1」ではなく「0.975」と設定させていただきました。
 - ・状況により、この係数を調整していきたいと考えておりますが、その場合は事前にお知らせします。

Q8-2 係数については、状況により変動させるということだが、各工事案件ごとに違うのか。

- A 現時点では、係数は、案件ごとには変える考えはございません。

Q8-3 1億5千万円以上の工事に適用させないのは何故か、不公平ではないか。

- A 1億5千万円以上の工事は、従前から低入札価格調査制度を適用しておりましたので、今回も最低制限価格制度は適用いたしません。

9 工事費内訳書

Q9-1 様式は会社ごとに任意でよいか。

- A 工事ごとに契約課が設定した様式をホームページからダウンロードし、作成してください。
(マニュアル9参照)

Q9-2 再度入札の場合も内訳書は必要か。

- A 郵便入札を基本としているため、再度入札は原則入札日の翌日に執行します。よって入札書を提出する際は、必ず内訳書の提出もお願いします。

10 無効

Q10 どのような場合に無効となるのか。

- A 無効となる主な要件です。

(1) 郵送方法	指定した郵送方法によらない入札
(2) 入札書	①入札書に入札人の記名押印がない入札 ②同一人が2以上の入札をしたときの入札 ③入札書の記載金額を加除訂正した入札 ④入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札 ⑤入札人が同一事項について他の入札人の代理をしたときの双方の入札【持参式】 ⑥代理人が2以上の者の代理をしてした入札【持参式】 ⑦予定価格を事前公表した工事等にあつて、予定価格を超えている入札
(3) 工事費内訳書	①内訳書が未提出の場合 ②提出された内訳書が未記載である場合 ③工事名を確認できない場合 ④入札書と内訳書記載の金額が不一致の場合 ⑤内訳書に記名押印がない場合
(4) 資格その他	①入札の資格がない者がした入札 ②簡易型一般競争入札において、入札参加資格申請書の提出がない、又は不備がある入札 ③入札に関し不正の行為があつた者の入札 ④苫小牧市契約に関する規則その他法令等に定める入札に関する条件に違反した入札